



南条つ子

南条小学校だより

教育目標 ともに学び 豊かな心で未来を切り拓く子の育成

南条つ子は 進んで学ぶ子

思いやりのある子

力いっぱいやりぬく子

令和4年12月6日発

第40号



読み聞かせ（3・4・5年生）

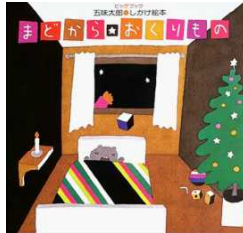
12月1日（木）、図書ボランティア（ブックマザーズ：ブックマ）による3、4、5年生を対象にした読み聞かせがありました。みんな一生懸命に話を聴いており、とても充実した時間を過ごすことができました。ブックマのみなさん、ありがとうございました。次回は、12月8日（木）に、1、2、6年生、なかよし・ひまわり学級で行われる予定です。



3年1組



3年2組



まどからのおくりもの



4年1組



4年2組



クリスマスおおかみさん



5年1組



5年2組



本校の読書月間（11月）では、親子読書のご協力をいただきまして、ありがとうございました。今後も、そうした取組をご家庭で進んで取り入れていただければ幸いです。

『人権週間』12月4日～10日

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されたのを記念し、1950年（昭和25年）の国連総会で12月10日を人権デーと定めるとともに、全ての加盟国に実施を呼びかけました。日本では1949年（昭和24年）に、法務省と全国人権擁護委員連合会が、12月4日～10日までの一週間を「人権週間」と決めました。また、児童の人権を考える上では、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」というものがあります。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」には、4つの原則があります。

○命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

○子どもにとって最もよいこと

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

○意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

○差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

【子どもたちがもつ権利】

この条約の定める権利には、大きく分けると次のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。TEL「189」（いちはやく）。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます